

STOP! 精神医療センター富谷移転、  
2・23 みやぎユーザーズアクション

“声なき声と共に”

# Action News

アクションニュース

vol.026

2023.9.16

【毎週金曜日発行】

stop.iten223@gmail.com

審議会の異議は  
県民の意志でもある



9/13(水)の県精神保健福祉審議会

**労災病院「審議会の承認が基本合意の絶対条件」と回答...P2-3**

仙台市が県立精神医療センター移転及び民間病院誘致の件で県へ申し入れ...P4

Nothing about us without us!

私たち抜きに私たちのことを決めるな!



facebook

### 「審議会の承認が基本合意の絶対条件」と回答



精神保健福祉審議会は知事提案に反対多数

#### 機構も同じ認識と説明あり 矛盾する県知事の主張

9月14日(木)ともに市政をつくる仙台市民の会と宮城県精神障がい者家族連合会連名で、<当事者の意見を聞いて考え直すべき>とする要望書と質問状を東北労災病院(青葉区)に提出。病院側は「県精神保健福祉審議会の承認が基本合意の絶対条件」と回答。初めて<基本合意>の条件の一部が明らかになりました。

この回答は、これまで村井知事が「審議会の承認と基本合意は無関係」との主張の矛盾が露呈した形です。

報道では、同病院幹部の発言に間違いがないことを認めた上で「このことは県に何度も伝えている」と強調。東北労災病院を運営する労働者健康安全機構(神奈川県)も同じ認識だと説明したとのこと。

前日(13日)行われた県精神保

健福祉審議会では、村井知事が新たに提案した「名取り市への民間精神科病院の誘致募集」は「公募は時期尚早」との委員から動議が出され採決されたばかり。県立精神医療センター富谷市移転を巡り、村井知事と審議会の溝は修復困難な状況に至っています。

今回の東北労災病院の『見解』が明らかになったことで、村井知事新提案「民間精神科病院の誘致」公募が強行されるのか？村井知事の決断が迫られ、4病院再編問題の大きな山場を迎えることとなります。

この問題が公で議論される直近の会議は<県議会環境福祉常任委員会>9月25日(月曜日)午前10時~第2委員会室

#### 労災病院への要望・質問書全文

##### 第1.要望・質問事項

1.本年8月31日村井知事から多くの批判を受け唐突に精神科民間病院公募案が突然に出された。合築問題に貴病院が協議を継続し基本合意をめざすということは、精神医療センターを中心に長年築き上げられてきた地域包括ケアシステムが壊れ、精神障害を有する患者へ計

り知れないダメージを与えることとなりかねない。

県との協議において、患者や家族の声を聞かずに、協議し、基本合意を目指そうとすることは障害者権利条約違反しかねない。このことをどう考えているかお聞かせ頂きたい。少なくとも、県精神保健福祉審議会の議論を尽くしてから協議すべきである。

2.県精神保健福祉審議会の大勢は、富谷に合築移転することに反対意見であることを承知の上で、実務者協議を進めているのは何故か。

3.昨日の審議会では、労災病院の赤字解消、病院合併による国の補助金のことも話題になったが、この合築問題は、労災病院の都合に精神医療センターが利用されているのではないかという疑問も出された。

多くの批判があるなか、何故、労災病院は県立精神医療センターと合築を進めるのか。

4.いずれにしても、患者団体、家族会の意見を聞く段取りを明らかにして頂きたい。

##### 第2.これまでの経過

宮城県は、仙台赤十字病院(仙台市太白区)と県立がんセンター(名取り市)を統合して名取り市

### 「審議会の承認が基本合意の絶対条件」と回答

に新病院を建設し、県立精神医療センター（名取市）と東北労災病院（仙台市青葉区）を合築して富谷市に建設する方針を示している。

本方針については、関係住民、患者及び医療・福祉関係者等から必要な情報の公開や関係者等から意見聴取を行う等、丁寧な議論を行うべきとの多くの意見が上がっている。

また、宮城県は、2021年9月に県立精神医療センターの富谷市への移転方針を示す以前も、示した以降も、同センターを利用する患者やその家族、同センター周辺地域精神医療と福祉に携わっている方々及び障害者を代表する団体等との十分な協議を行っていない。これらの患者らからは、同センターの富谷市移転を行えば、患者らが、長年にわたり構築されてきた周辺の地域の作業所やグループホーム等の生活基盤から断ち切られる事態に陥りかねず、地域包括ケアシステムを崩壊させかねないとして、県の方針に反対し、あるいは懸念を示す声が数多く挙がっている。

2023年8月31日に開催された宮城県精神保健福祉審議会において、村井知事は県立精神医療

センターの富谷市への移転方針を維持し、新たに名取市内に民間の精神科病院を公募するとの方針を唐突に示した。さらに、村井知事は、富谷への移転は選挙での公約であるとして富谷移転にこだわり、「どのような意見が出て私私の考えに変わりはない。私を止められるのができるのは県議会だけだ」と発言した。審議会では県の新提案に賛成する委員はおらず新提案に反対するとの意見が採択された。

そもそも、障害者の権利に関する条約（日本は2014年1月20日に批准）第4条第3項は、「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。」と定めている。これは、「Nothing About Us Without Us（私たちのことを私たち抜きに決めないで）」という同条約の基盤となる考えを表している。県の対応は明らかに本条約の考え方に反している。

以上



9/15の河北新報の報道

#### 仙台市も県へ申し入れ 精神医療センター移転問題

仙台市では、名取市の県立精神医療センターを富谷市へ移転させる計画について、県に対して具体的な課題を指摘し、繰り返し疑問や疑念を投げかけていたが、未だ十分な説明や対応が行われない中、県が名取市への精神科民間病院誘致に向けて公募を開始することは、センターの移転を前提に、具体的な手続きに着手したものと受け止めるを得ず、有識者等による慎重な検討も経ないまま計画が拙速に進められようとしていることに、重大な懸念を抱くもので、仙台市では県に対し早急に対応を求める事項について、2023

## 仙台市が県立精神医療センター移転及び 民間病院誘致の件で県へ申し入れ

年9月12日付けで宮城県に対して申し入れを行い、公募等の手続きを開始する前に回答するよう求めています。

＜県立精神医療センターの富谷市への移転について＞

●県は、令和3年12月20日に公表した「仙台医療圏の4病院の統合・合築に係る宮城県の考え方」(29ページ)において、センターの移転先を富谷市と示しているが、移転先を富谷市とした理由について改めて示されたい。また、令和元年に県が開催した「県立精神医療センターのあり方検討会議」においては、富谷市のような遠隔地への移転の可能性を考慮した検討がなされていたのか、示されたい。

●センターの富谷市への移転・合築について、これまで精神医療関係者や本市が示してきた懸念、疑問をどのように認識し、またそれらについてどのように対応しようとしているのか、各病院及び設置者との協議状況も含め示されたい。

●仮に富谷市へ移転した場合、身体症状を伴う患者への対応力の向上を図り精神科救急を強化することとしているが、精神科救急において搬送される身体症状を伴う患者数をどのように想定

しているのか、また、その対応が宮城県全体の身体症状を伴う患者のニーズに対して、どれほど寄与するのか示されたい。

●障害者基本法第10条第2項において、「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。」とされている。移転計画は、長期にわたり継続的な医療を必要とする特性を持つ精神障害者の受療環境ばかりか生活環境にまで重大な影響を及ぼすものであり、その立案には障害当事者の意見反映が求められる。県は、移転計画を立案するにあたり、同法に基づく意見聴取を実施したのか、また、実施している場合には、どのような意見が移転計画に反映されたのか示されたい。

＜新病院誘致を提案するに至った経緯について＞

●令和3年9月に4病院再編を提案した際、県は、センター移転後の県南部地域における精神科疾患患者の受療環境の確保について、どのように認識していたのか示されたい。

●県は、県南部の精神科疾患患者

への医療提供体制確保のために、どのような調査、検討を行い、新病院誘致との判断に至ったのか。また、その際、県内の精神科病院やその運営法人に対し、何らかの調査、ヒアリング等を行っているのか、示されたい。

●センターは現在、治療困難や重度な障害などの事例に対する高度な専門治療の提供、入院患者の地域生活移行への支援、重症者の在宅生活支援の体制整備など、重要な機能・役割を担っている。新病院には、外来機能、デイケア機能、訪問看護機能、入院機能(急性期又は急性増悪対応)、地域連携機能を求めているが、新病院はこれらセンターの機能・役割を継承するものと考えているのか、示されたい。

全文はこちらから

